

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○家畜伝染病検査の命令（6件）……………（畜産振興課）	36
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	39
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（漁業管理課）	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	40
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	41
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	41
○道路の供用の開始……………（道路課）	42
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	42
○特定調達契約に係る入札の公告……………（調達課）	42
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	44
道立子ども総合医療・療育センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	44
道公安委員会規則	
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………	45
告 示	
北海道告示第157号	
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。	
平成24年3月16日	
北海道知事 高橋 はるみ	
1(1) 実施の目的	
牛の結核病の発生予防のため	
(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日	
実施する区域の 実 施 の 期 日	
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）	

滝川市	平成24年4月16日から7月27日まで
深川市	同
長沼町	同
積丹町	4月2日から5月18日まで
室蘭市	4月1日から8月31日まで
浦河町	4月2日から5月18日まで
様似町	同
えりも町	同
今金町	4月9日から6月29日まで
美深町	4月1日から8月10日まで
遠別町	8月20日から11月16日まで
天塩町	4月2日から7月13日まで
枝幸町	4月1日から6月15日まで
湧別町	4月2日から7月13日まで
鹿追町	4月2日から6月29日まで
清水町	4月23日から7月13日まで
芽室町	8月20日から12月28日まで
中札内村	5月28日から8月3日まで
大樹町	5月21日から9月21日まで
幕別町	4月2日から8月31日まで
本別町	6月25日から9月7日まで
釧路市	7月9日から10月5日まで
標茶町	4月2日から7月13日まで
別海町	4月2日から9月28日まで
(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	
実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。	
2(1) 実施の目的	
牛の結核病の発生予防のため	
(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日	
実施する区域の 実 施 の 期 日	
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）	
苫小牧市	平成24年4月1日から8月31日まで
洞爺湖町	同
美深町	4月1日から8月10日まで
留萌市	6月11日から7月20日まで

天 塩 町 平成24年 6 月11日から 7 月20日まで (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域内で種付けの用に供する雄牛 3 実施の方法 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。 北海道告示第158号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。 平成24年 3 月16日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 実施の目的 牛のヨーネ病の発生予防のため 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日 <table><thead><tr><th>実施する区域の市町村名</th><th>実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)</th></tr></thead><tbody><tr><td>蘭 越 町</td><td>平成24年 5 月21日から 6 月22日まで</td></tr><tr><td>古 平 町</td><td>同 4 月 9 日から 5 月18日まで</td></tr><tr><td>鷹 栖 町</td><td>同 4 月 1 日から 8 月10日まで</td></tr><tr><td>比 布 町</td><td>同</td></tr><tr><td>上 富 良 野 町</td><td>同</td></tr><tr><td>中 富 良 野 町</td><td>同</td></tr><tr><td>猿 払 村</td><td>同 5 月 7 日から 7 月 6 日まで</td></tr><tr><td>津 別 町</td><td>同 5 月 7 日から 7 月27日まで</td></tr><tr><td>清 里 町</td><td>同 4 月 2 日から 6 月15日まで</td></tr><tr><td>遠 軽 町</td><td>同 5 月14日から 9 月14日まで</td></tr><tr><td>浦 幌 町</td><td>同 4 月 2 日から 9 月 7 日まで</td></tr><tr><td>根 室 市</td><td>同 4 月 2 日から11月30日まで</td></tr><tr><td>中 標 津 町</td><td>同</td></tr><tr><td>標 津 町</td><td>同</td></tr><tr><td>羅 臼 町</td><td>同</td></tr></tbody></table> 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)	蘭 越 町	平成24年 5 月21日から 6 月22日まで	古 平 町	同 4 月 9 日から 5 月18日まで	鷹 栖 町	同 4 月 1 日から 8 月10日まで	比 布 町	同	上 富 良 野 町	同	中 富 良 野 町	同	猿 払 村	同 5 月 7 日から 7 月 6 日まで	津 別 町	同 5 月 7 日から 7 月27日まで	清 里 町	同 4 月 2 日から 6 月15日まで	遠 軽 町	同 5 月14日から 9 月14日まで	浦 幌 町	同 4 月 2 日から 9 月 7 日まで	根 室 市	同 4 月 2 日から11月30日まで	中 標 津 町	同	標 津 町	同	羅 臼 町	同	実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。 4 実施の方法 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。 北海道告示第159号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。 平成24年 3 月16日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 実施の目的 牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため 2 実施する区域及び実施の期日 <table><thead><tr><th>実施する区域</th><th>実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)</th></tr></thead><tbody><tr><td>北 海 道 一 円</td><td>平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで</td></tr></tbody></table> (ただし、奥尻町、羽幌町の大字天売及び大字焼尻、利尻町、利尻富士町、礼文町を除く。) 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第 6 条第 1 項に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第 4 条第 2 号から第 4 号までに該当する場合を除く。 4 実施の方法 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。 北海道告示第160号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。 平成24年 3 月16日	実施する区域	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)	北 海 道 一 円	平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで
実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)																																				
蘭 越 町	平成24年 5 月21日から 6 月22日まで																																				
古 平 町	同 4 月 9 日から 5 月18日まで																																				
鷹 栖 町	同 4 月 1 日から 8 月10日まで																																				
比 布 町	同																																				
上 富 良 野 町	同																																				
中 富 良 野 町	同																																				
猿 払 村	同 5 月 7 日から 7 月 6 日まで																																				
津 別 町	同 5 月 7 日から 7 月27日まで																																				
清 里 町	同 4 月 2 日から 6 月15日まで																																				
遠 軽 町	同 5 月14日から 9 月14日まで																																				
浦 幌 町	同 4 月 2 日から 9 月 7 日まで																																				
根 室 市	同 4 月 2 日から11月30日まで																																				
中 標 津 町	同																																				
標 津 町	同																																				
羅 臼 町	同																																				
実施する区域	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)																																				
北 海 道 一 円	平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで																																				

1(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

千 歳 市 平成24年 4 月 9 日から 5 月11日まで

石 狩 市 同

当 別 町 同

室 蘭 市 同 4 月 1 日から 8 月31日まで

壮 瞥 町 同

厚 真 町 同

函 館 市 同 4 月 2 日から 6 月 1 日まで

富 良 野 市 同 4 月 1 日から 8 月10日まで

東 神 楽 町 同

愛 別 町 同

上 富 良 野 町 同

中 富 良 野 町 同

南 富 良 野 町 同

占 冠 村 同

紋 別 市 同 6 月 4 日から 9 月21日まで

興 部 町 同

大 空 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

2(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

岩 見 沢 市 平成24年 4 月 2 日から 6 月29日まで

美 唄 市 同

芦 別 市 同

滝 川 市 同

南 幌 町 同

千 歳 市 同 4 月 9 日から 5 月11日まで

石 狩 市 同

当 別 町 同

小 樽 市 同 5 月28日から 6 月29日まで

赤 井 川 村 同

室 蘭 市 同 4 月 1 日から 8 月31日まで

伊 達 市 同

壮 瞥 町 同

厚 真 町 同

む か わ 町 同

平 取 町 同 4 月 2 日から 7 月31日まで

新 ひ だ か 町 同

函 館 市 同 4 月 2 日から 6 月 1 日まで

江 差 町 同 6 月 1 日から 7 月31日まで

奥 尻 町 同

富 良 野 市 同 4 月 1 日から 8 月10日まで

東 神 楽 町 同

愛 別 町 同

上 富 良 野 町 同

中 富 良 野 町 同

南 富 良 野 町 同

占 冠 村 同

紋 別 市 同 6 月 4 日から 9 月21日まで

興 部 町 同

大 空 町 同

鹿 追 町 同 4 月 2 日から 8 月31日まで

清 水 町 同

芽 室 町 同

更 別 村 同

広 尾 町 同

幕 別 町 同

豊 頃 町 同

足 寄 町 同

浦 幌 町 同

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。
- 3 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第161号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家きん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては10羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、当該家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のための検査を受けることを命ずる。

平成24年3月16日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 海 道 一 円 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で飼育する家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 4 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第162号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成24年3月16日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実施の目的
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
由 仁 町 平成24年4月2日から8月31日まで
北 見 市 同 4月1日から8月31日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏
- 4 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鶴川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。
平成24年3月16日

				北海道知事 高 橋 はるみ	
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所		
就 任	平成24. 3. 1	理 事	明 村 一 勇	弘 根 郡 む かわ 町 生 田 242 番 地 33	
同	同	同	新 沼 芳 隆	同 同 同 同	む かわ 町 田 浦 1083 番 地
同	同	同	橋 本 幸 雄	同 同 同 同	む かわ 町 穂 別 和 泉 72 番 地 7
同	同	同	上 杉 俊 光	同 同 同 同	む かわ 町 穂 別 稲 里 366 番 地
同	同	同	水 野 俊 範	同 同 同 同	む かわ 町 二 宮 329 番 地
同	同	同	近 藤 晴 夫	同 同 同 同	む かわ 町 福 住 1 丁 目 26 番 地 2
同	同	同	田 代 英 孝	同 同 同 同	む かわ 町 穂 別 安 住 239 番 地 28
同	同	同	遠 藤 一 三	同 同 同 同	む かわ 町 米 原 389 番 地 6
同	同	同	佐 藤 辰 行	同 同 同 同	む かわ 町 花 岡 603 番 地
同	同	同	牛 澤 良 夫	同 同 同 同	む かわ 町 穂 別 仁 和 66 番 地 1
同	同	監 事	高 玉 幸 吉	同 同 同 同	む かわ 町 米 原 1107 番 地
同	同	同	森 本 豊	同 同 同 同	む かわ 町 穂 別 和 泉 191 番 地 3
退 任	同 24. 2. 29	理 事	明 村 一 同	同 同 同 同	む かわ 町 生 田 242 番 地 33
同	同	同	新 沼 芳 隆 同	同 同 同 同	む かわ 町 田 浦 1083 番 地

退任	平成24. 2.29	理事	池田和男	勇払郡むかわ町米原303番地	農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
同	同	同	水野俊範	同 　　むかわ町二宮329番地	平成24年3月16日
同	同	同	近藤晴夫	同 　　むかわ町福住1丁目26番地2	
同	同	同	遠藤一三	同 　　むかわ町米原389番地6	北海道知事 高橋 はるみ
同	同	同	上杉俊光	同 　　むかわ町穂別稲里366番地	1(1) 保安林予定森林の所在場所 　　勇払郡占冠村字トマム587
同	同	同	橋本幸雄	同 　　むかわ町穂別和泉72番地7	(2) 指定の目的 　　水源のかん養
同	同	同	石崎 護	同 　　むかわ町穂別488番地4	(3) 指定施業要件
同	同	同	森 宣彦	同 　　むかわ町穂別仁和367番地20	ア 立木の伐採の方法
同	同	同	田代英孝	同 　　むかわ町穂別安住239番地28	(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
同	同	監事	高玉幸吉	同 　　むかわ町米原1107番地	(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
同	同	同	森 本 豊	同 　　むかわ町穂別和泉191番地3	(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
北海道告示第164号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成24年3月16日 北海道知事 高橋 はるみ					イ 立木の伐採の限度 　　次のとおりとする。
1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 さけ稚魚 99,050,000尾 2 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月1日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 　　社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会 (2) 住 所 　　札幌市中央区北3条西7丁目 4 随意契約に係る契約金額 84,138,022円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 　　北海道水産林務部水産局漁業管理課 (2) 所在地 　　札幌市中央区北3条西6丁目					2(1) 保安林予定森林の所在場所 　　中川郡池田町字千代田740（次の図に示す部分に限る。）、739
北海道告示第165号					(2) 指定の目的 　　土砂の流出の防備
					(3) 指定施業要件
					ア 立木の伐採の方法
					(ア) 主伐は、択伐による。
					(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
					(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
					イ 立木の伐採の限度 　　次のとおりとする。
					3(1) 保安林予定森林の所在場所 　　沙流郡平取町字芽生51の1（次の図に示す部分に限る。）
					(2) 指定の目的 　　土砂の流出の防備
					(3) 指定施業要件
					ア 立木の伐採の方法
					(ア) 主伐は、択伐による。
					(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
					(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
					イ 立木の伐採の限度 　　次のとおりとする。
					4(1) 保安林予定森林の所在場所 　　阿寒郡鶴居村字幌呂515の2（次の図に示す部分に限る。）、字幌呂原野第一基北一線15の1

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 5(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ベントカリ179の1地先 (国有林。次の図に示す部分に限る。) (2) 指 定 の 目 的 なだれの危険の防止 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第166号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成24年3月16日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上士幌245の1・246の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第167号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業	要件を変更する予定である。 平成24年3月16日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）主伐に係る伐採種は、定めない。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。 別海町（次の図に示す部分に限る。） （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
---	--

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 茂辺地インター線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	北斗市茂辺地1丁目248番1地先（道道上磯厚沢部線交点）から同市茂辺地817番1地先まで	H24. 3.24
道道上磯厚沢部線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	北斗市茂辺地1丁目215番1地先（一般国道228号交点）から同市茂辺地4丁目652番2地先まで	同
道道 八雲今金線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	瀬棚郡今金町字日進657番1地先から同郡今金町字日進654番9地先まで	H24. 3.28
道道 鷹栖東鷹栖比布線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	上川郡鷹栖町9883番1地先から同郡鷹栖町9888番地先まで	H24. 3.16
道道 忠別清水線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	上川郡新得町屈足柏町3丁目1番1地先から同郡新得町屈足柏町1丁目106番地先まで	同
	上川郡清水町字人舞211番3地先から同郡清水町字人舞190番3地先まで	同
道道 北清水清水線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	上川郡清水町字清水第4線67番6地先から同郡清水町北3条西7丁目4番地先まで	H24. 3.30
道道 然別峡線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	河東郡鹿追町字ウリマク国有林十勝西部森林管理署東大雪支署2144林班ろ小班地先から同郡鹿追町字ウリマク国有林十勝西部森林管理署東大雪支署2126林班ろ小班地先まで	同
道道 士幌上士幌線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	河東郡上士幌町字上士幌西1線213番2地先から同郡上士幌町字上士幌西1線215番1地先まで	H24. 3.16
	河東郡上士幌町字上士幌東1線234番50地先から同郡上士幌町字上士幌東2線238番78地先まで	同

道道 下居辺高島停車場線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	中川郡池田町字美加登85番6地先から同郡池田町字美加登309番地先まで	同
	中川郡池田町字美加登305番地先から同郡池田町字高島334番地先（一般国道242号交点）まで	同
道道 芽室東四条帯広線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	河西郡芽室町東芽室南2線21番1地先から同郡芽室町東芽室南2線9番60地先まで	同

北海道告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	路線名	深川多度志線				
3	道路の区域					
	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	
	深川市一已町字中の沢1281番39地先から 同市一已町字中山1278番143地先まで	前	14.09mから 38.24mまで	705.90m	——	
		前	20.85mから 38.24mまで	685.00m	——	
		後	20.85mから 38.24mまで	685.00m	——	
	雨竜郡秩父別町字中山109番262地先から 深川市多度志南247番地先まで	前	13.93mから 23.20mまで	638.94m	——	
		前	19.09mから 35.81mまで	636.34m	——	
		後	19.09mから 35.81mまで	636.34m	——	

北海道告示第170号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 1,600リットル
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格（車両燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (6) 調達をする物品について、元売業者からの供給証明を得られる者であること。
- (7) 北海道立向陽学院から半径7キロメートル以内に契約業者の給油スタンド（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く。）を設置している者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成24年3月16日から同月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局集中業務室調達課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局集中業務室調達課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 出納局入札室
（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室調達課）
- (2) 入 札 日 時 平成24年3月28日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月27日（火）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成24年2月3日付け北海道告示第54号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局集中業務室調達課の入札のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc/ishikari.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011-231-4111 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Regular mobile gas (JIS K2202 No. 2) Approximately 1,600 liters B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 28, 2012 (If mailed, bids must arrive no later than March 27, 2012) C Contact : Procurement Division, Office of Centralized Affairs, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-231-4111	一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年1月31日付け北海道空知総合振興局告示第6号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道空知総合振興局森林室管理課 (2) 所在地 岩見沢市北2条西12丁目1番7号 北海道後志総合振興局告示第19号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年3月16日 北海道後志総合振興局長 神 耐 三
総合振興局告示及び 振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第18号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年3月16日 北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) デジタルカラー複合機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 1台並びに1月当たりフルカラー8,900枚及びモノクロ18,100枚 2 落札を決定した日 平成24年2月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ダイマル (2) 住 所 岩見沢市4条西5丁目 4 落札金額 基本料金 100円 フルカラー 1枚から5,000枚まで 5.65円 5,001枚以上 5.25円 モノクロ 1枚から5,000枚まで 0.6円 5,001枚以上 0.6円 5 契約の相手方を決定した手続	
1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 複写機の賃貸借契約 一式（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり4,200枚 2 落札を決定した日 平成24年2月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社川端文化堂 (2) 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目 4 落札金額 基本料金 25,800円 複写料金 3.5円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年2月3日付け北海道後志総合振興局告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	
道立子ども総合医療・ 療育センター告示	
北海道立子ども総合医療・療育センター告示第49号	

次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成24年 3 月16日 北海道立子ども総合医療・療育センター長 工 藤 亨 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成24年度北海道立子ども総合医療・療育センター情報システムの内H I S 保守管理業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成24年 3 月 7 日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道日本電気ソフトウェア株式会社 (2) 住 所 札幌市北区北 8 条西 3 丁目28番地 4 随意契約に係る契約金額 34,791,157円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課 (2) 所在地 札幌市手稲区金山 1 条 1 丁目240番 6	(8) 探偵業の指導等に関すること。 (9) 警備業の指導等に関すること。 第20条中「、航空隊及び鉄道警察隊」を「及び航空隊」に改める。 第20条の 2 第 2 号中「、航空隊及び鉄道警察隊」を「及び航空隊」に改め、同条中第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。 (9) 鉄道警察に関すること。 第20条の 6 を削り、第20条の 7 を第20条の 6 とし、第20条の 8 から第20条の18までを 1 条ずつ繰り上げる。 第24条の 4 中「次の」を「運転免許の取消し、停止等に関する」に改め、同条第 1 号を削る。 第26条第 4 号中「及び立入検査等」を「、立入検査等」に改める。 第27条第 2 号アを削り、同号イ中「（昭和26年政令第319号）」の次に「及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71号）」を加え、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとし、同号エを同号ウとする。 第33条の12を第33条の13とし、第33条から第33条の11までを 1 条ずつ繰り下げ、第33条として次の 1 条を加える。 （秘書室） 第33条 総務部総務課に、秘書室を附置する。 2 秘書室においては、警察本部長の秘書に関する事務を行う。 第35条の14を第35条の15とし、第35条の 6 から第35条の13までを 1 条ずつ繰り下げ、第35条の 5 の次に次の 1 条を加える。 （鉄道警察隊） 第35条の 6 地域部地域企画課に、鉄道警察隊を附置する。 2 鉄道警察隊においては、鉄道警察に関する事務を行う。 第37条中第 4 項を削り、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。 3 地域企画課に係のほか、小隊及び分隊を置き、地域企画課の事務を分担させる。 第46条第 2 項中「、通信指令課及び鉄道警察隊」を「及び通信指令課」に、「、交通規制課及び高速道路交通警察隊」を「及び交通規制課」に改め、同条第 3 項中「及び交通機動隊」を「、交通機動隊及び高速道路交通警察隊」に改める。 第47条第 2 項後段を削る。 第47条の 2 第 3 項後段を削る。 第47条の 3 第 2 項中「、通信指令課及び鉄道警察隊」を「及び通信指令課」に、「、自動車警ら隊及び鉄道警察隊」を「及び自動車警ら隊」に、「、交通規制課及び高速道路交通警察隊」を「及び交通規制課」に改める。 第51条第 1 項の表函館方面本部の項を次のように改める。
道 公 安 委 員 会 規 則	
北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年 3 月16日 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子 北海道公安委員会規則第 1 号 北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。 第18条中第 6 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 6 号とし、第10号を第 7 号とし、第11号を第 8 号とする。 第19条の 2 中第 9 号を第12号とし、第 8 号を第11号とし、第 7 号を第10号とし、第 6 号の次に次の 3 号を加える。 (7) 質屋、古物商、金属くず商の許可及び指導取締りに関すること。	

函館方面本部	運 転 免 許 課	運転免許試験場
	函館機動警察隊	高速道路交通警察隊

第51条第5項中「鉄道施設内における警ら及び警戒警備」を「鉄道警察」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第27条第2号の改正規定については、平成24年7月9日から施行する。